

平成二十三年法律第五十二号

家事事件手続法

第一章 通則（第一條—第三条）	第二章 管轄（第四条—第九条）
第三章 裁判所職員の除斥及び忌避（第十条 —第十六条）	第四章 当事者能力及び手続行為能力（第十 七条—第二十一条）
第五章 手続代理人及び補佐人（第二十二条 —第二十七条）	第六章 手続費用
第七章 手続費用の負担（第二十八条—第 三十二条）	第一節 手続費用の負担（第二十八条—第 三十二条）
第八章 手続上の救助（第三十二条）	第二節 手続上の救助（第三十二条）
第九章 家事事件の審理等（第三十三条—第 三十七条）	第三節 家事事件の審理等（第三十三条—第 三十七条）
第二編 家事審判に関する手続	（第三十八条）
第一章 総則	当事者に対する住所、氏名等の秘匿 (第三十八条の二)
第一款 通則（第三十九条—第四十八 条）	（第三十九条—第四十八条）
第二款 家事審判の申立て（第四十九 条・第五十条）	（第三十九条—第四十八条）
第三款 家事審判の手続の期日（第五十 一条—第五十五条）	（第三十九条—第四十八条）
第四款 事実の調査及び証拠調べ（第五 十六条—第六十四条）	（第三十九条—第四十八条）
第五款 家事審判の手続における子の意 思の把握等（第六十五条）	（第三十九条—第四十八条）
第六款 家事調停をすることができる事 項についての家事審判の手続の 特則（第六十六条—第七十二 条）	（第三十九条—第四十八条）
第七款 審判等（第七十三条—第八十一 条）	（第三十九条—第四十八条）
第八款 取下げによる事件の終了（第八 十二条・第八十三条）	（第三十九条—第四十八条）

第九款 高等裁判所が第一審として行う

第五節 戸籍の記載等の嘱託（第百十六条）	第一章 家事審判事件
第一節 成年後見に関する審判事件（第一百七十二条）	第一節 成年後見に関する審判事件（第一百七十二条）
第二節 保佐に関する審判事件（第一百八十三条）	第二節 保佐に関する審判事件（第一百八十三条）
第三節 補助に関する審判事件（第一百六十一条）	第三節 補助に関する審判事件（第一百六十一条）
第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条）	第四節 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件（第一百四十五条）
第五節 失踪の宣告に関する審判事件（第百四十七条）	第五節 失踪の宣告に関する審判事件（第百四十七条）
第六節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十八条）	第六節 婚姻等に関する審判事件（第一百五十八条）
第七節 親子に関する審判事件	第七節 親子に関する審判事件
第一款 欽嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）	第一款 欽嫡出否認の訴えの特別代理人の選任の審判事件（第一百五十九条）
第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十一条）	第二款 子の氏の変更についての許可の審判事件（第一百六十一条）
第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）	第三款 養子縁組をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）
第四款 死後離縁をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）	第四款 死後離縁をするについての許可の審判事件（第一百六十二条）
第五款 再審（第百三十三条・第百四十四条）	第五節 第三節 異議（第百三十三条）
第六節 審判前の保全処分（第百五十五条）	第六節 審判前の保全処分（第百五十五条）
第七節 立替（第九十九条・第一百二条）	第七節 立替（第九十九条・第一百二条）
第八節 再審（第百三十三条・第百四十四条）	第八節 第四節 第二節 第一節 第三節 第五節 第六節 第七節 第八節

第五款離縁等の場合における祭具等の

第二十二節 厚生年金保険法に規定する審

第二十二節	厚生年金保険法に規定する審判事件（第二百三十三条）
第二十三節	児童福祉法に規定する審判事件（第二百三十四条—第二百三十九条）
第二十五節	心神喪失等の状態で重大な生活行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件（第二百四十二条）
第二十六節	破産法に規定する審判事件（第二百四十二条）
第二十七節	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件（第二百四十二条）
第一編	家事調停に関する手続
第一章	総則
第二章	家事調停の申立て等（第二百五十四条）
第三章	家事調停の手続（第二百五十八条）
第四章	調停の成立（第二百六十八条—第二百七十七条）
第五章	調停の成立によらない事件の終了（第二百七十二条—第二百七十二条）
第六章	付調停等（第二百七十四条—第二百七十六条）
第二編	合意に相当する審判（第二百七十一条）
第三章	第一条—第二百八十三条（三）
第四章	調停に代わる審判（第二百八十四条—第二百八十七条）
第五章	不服申立て等（第二百八十八条）
第六章	履行の確保（第二百八十九条—第二百九十二条）
第七章	罰則（第二百九十二条—第二百九十五条）

項の事項についての審判事件をいう)、財産分離の請求後の相続財産の管理に関する处分の審判事件(同表の九十七の項の事項についての審判事件をいう)、第二百二条第一項第二号及び第三項において同じ)及び相続人の不存在の場合における相続財産の清算に関する処分の審判事件(同表の九十九の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ)について、相続財産に属する財産が日本国内にあるときは、管轄権を有する。

(家事調停事件の管轄権)
第三条の十三 裁判所は、家事調停事件について、次の各号のいずれかに該当するときは、管轄権を有する。

一 当該調停を求める事項についての訴訟事件又は家事審判事件について日本の裁判所が管轄権を有するとき。

二 相手方の住所(住所がない場合又は住所が知れない場合には、居所)が日本国内にあるとき。

る家庭裁判所の管轄に属し、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときはその最後の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。
(優先管轄)
第五条 この法律の他の規定により二以上の家庭裁判所が管轄権を有するときは、家事事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄する。
(管轄裁判所の指定)

当事者は、合意により、いざれの国の裁判所に遺産の分割に関する審判事件（別表第二の十二の項から十四の項までの事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第一百九十九条第
一項において同じ）及び特別の寄与に関する处分の審判事件（同表の十五の項の事項についての審判事件をいう。第三条の十四及び第二百六十二条の二において同じ。）の申立てをするこ

三 当事者が日本の裁判所に家事調停の申立てをすることができる旨の合意をしたとき。
民事訴訟法第三条の七第二項及び第三項の規定は、前項第三号の合意について準用する。

行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

3 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に其を通ずる直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定める。

前二項の規定により管轄裁判所を定める裁判

5 民事訴訟法第二十二条の規定は、家事事件の移送の裁判について準用する。

とができるかについて定めることができる。
民事訴訟法（平成八年法律第九百九号）第三条の七第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

号及び第三号に係る部分に限る。)の規定は、
適用しない。

に対しても、不服を申し立てることができない。
第七条 (管轄権を有する家庭裁判所の特例)
この法律の他の規定により家事事件の管轄が定まらないときは、その家事事件は、審判又は調停を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定まる地を管轄する家庭裁判所に属する。

裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であつた者が、事件の当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者（審判（申立てを要する審判を除く。）がされた場合において）、その審判を受ける者となる者をいう。（以下同じ。）であるとき、又は当事者についてこつて

の審判事件（別紙第一〇四の五）に付してい
ての審判事件をいう。第五百五十条第五号において同じ。）について、次の各号のいずれかに該
当するときは、管轄権を有する。
一　夫又は妻であつた者の一方からの申立てで
あつて、他の一方の住所（住所がない場合には、住所が知れない場合には、居所）が日本国

事件について、日本の裁判所にのみ申立てをすることについて、日本の裁判所に基づき申立てがされた場合を除く)においても、事案の性質、申立人以外の事件の関係人の負担の程度、証拠の所在地、未成年者である子の利益その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をす

第八条 裁判所の管轄は、家事審判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

二 債還義務者の關係にあるとき。
二 裁判官が当事者又はその他の審判を受ける
者となるべき者の四親等内の血族、三親等内
の姻族若しくは同居の親族であるとき、又は
あつたとき。

二 内にあるとき。
三 夫であった者及び妻であった者の双方が日本
　　の国籍を有するとき。

ことが適正かつ迅速な審理の実現を妨げ、又は相手方がある事件について申立人と相手方との間の平衡を害することとなる特別の事情があると認めるときは、その申立ての全部又は一部を却下することができる。

第九条 裁判所は、家事事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てによつて又は職権で、これを管轄裁判所に移送する。ただし、家庭裁判所は、事件を処理するために必要があると認めるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を管轄権を有する家庭裁判所へ移送する。

三 裁判官が当事者又はその他の審判を受けるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
四 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となつたとき、又は審問を受けることとなつたとき。

四 日本国に住所がある夫又は妻であつた者の一方からの申立てであつて、他の一方が行方不明であるとき、他の一方の住所がある國

判若しくは家事調停の申立てがあつた時又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める。

2 所以外の家庭裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

五 裁判官が事件について当事者若しくはその他の審判を受ける者となるべき者の代理人若しくは補佐人であるとき、又はあつたとき。

においてされた財産の分与に関する処分に係る確定した裁判が日本国で効力を有しないときその他の日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の平衡を図り、又は適正かつ迅速な審理の実現を確保することとなる特別の事情があると認められるとき。

(管轄が住所地により定まる場合の管轄権を有する家庭裁判所)

場合においても、次の各号に掲げる事由があるときは、職権で、家事事件の全部又は一部を当該各号に定める家庭裁判所に移送することができる。

六
裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。
前項に規定する除斥の原因があるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、除斥の裁判をする。

代理人となることができない。ただし、家庭裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続代理人とすることができる。
2 前項ただし書の許可は、いつでも取り消すことができる。（裁判長による手続代理人の選任等）

第二十三条 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が第一百八条（この法律の他の規定において準用する場合を含む。）又は第二百五十二条第一項の規定により手続行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を手続代理人に選任することができる。

2 手続行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長は、弁護士を手続代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を手続代理人に選任することができる。

3 前二項の規定により裁判長が手続代理人に選任した弁護士に対し手続行為につき行為能力の制限を受けた者が支払うべき報酬の額は、裁判所が相当と認める額とする。（手続代理人の代理権の範囲）

第二十四条 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができる。

2 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならない。ただし、家事調停の申立てその他家事調停の手続の進行について委任を受けている場合において、第二号に掲げる手続行為をするときは、この限りでない。

一 家事審判又は家事調停の申立ての取下げ（第二百八十九条第一項若しくは第二百七十七条第一項第一号の合意、第二百七十七条第一項に規定する調停条項案の受諾又は第二百八十六条第八項の共同の申出）に対する即時抗告、第九十四条第一項（第二百八十九条において準用する場合を含む。）の抗告、第九十七条第二項（第二百八十八条において準用する場合を含む。）の抗告、十八条において準用する場合を含む。）の申立て又は第二百七十九条第一項若しくは第二百八十六条第一項の異議四、前号の抗告（即時抗告を含む。）、申立て又は異議の取下げ五、代理人の選任

3 手続代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。事件において、必要があると認めると、手続代理人の代理権の消滅の通知

（手続代理人の代理権の消滅の通知）

第二十五条 手続代理人の代理権の消滅は、家事審判事件（別表第二に掲げる事項についてのものに限る。）及び家事調停事件においては本人又は代理人から他方の当事者に、その他の家事事件においては本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じない。（手続代理人及びその代理権に関する民事訴訟法の準用）

第二十六条 民事訴訟法第三十四条（第三項を除く。）及び第五十六条から第五十八条まで（同条第三項を除く。）の規定は、手続代理人及び（補佐人）その代理権について準用する。

第六章 手続費用

第一節 手続費用の負担

（手続費用の負担）

第二十七条 家事事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第六十条の規定を準用する。

第二節 手續費用

（手續費用の負担）

第二十八条 手續費用（家事審判に関する手続の費用（以下「審判費用」という。）及び家事調停に関する手続の費用（以下「調停費用」という。）をいう。）を各自の負担とする。

2 裁判所は、事情により、前項の規定によれば当事者及び利害関係参加人（第四十二条第七項に規定する利害関係参加人をいう。第一号において同じ。）がそれぞれ負担すべき手續費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の者であつて次に掲げるものに負担させることができるものとする。

一 当事者又は利害関係参加人

二 前号に掲げる者以外の審判を受ける者とな

るべき者

三 前号に掲げる者に準ずる者であつて、その裁判により直接に利益を受けるもの

4 前二項の規定によれば検察官が負担すべき手續費用は、国庫の負担とする。（手續費用の負担の裁判等）

第二十九条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における審判費用（調

停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしなければならない。ただし、事情により、事件の一部又は中間の争いに関する裁判において、その費用についての負担の裁判をすることができる。

第三十条 上級の裁判所が本案の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合も、同様とする。

2 上級の裁判所が本件の裁判を変更する場合に手続の総費用（調停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）について、その負担の裁判をしなければならない。事件の差戻し又は移送を受けた裁判所がその事件を完結する裁判をする場合において、調停費用（審判手続を経ている場合にあっては、審判費用を含む。）の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

3 第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

4 第二百四十四条の規定により調停を行なうことができる事件についての訴訟が係属する裁判所が第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し、その訴訟についての訴訟費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

第三十一条 家事事件の手続に必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができる。（手續費用の立替え）

第三十二条 家事事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者は又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては、裁判所は、申立てにより、手続上の救助の裁判をすることができる。ただし、救助を求める者が不当な目的で家事審判又は家事調停の申立てその他の手続行為をしていることが明らかなるときは、この限りでない。

第三十三条 家事事件手続法第三十二条第一項第三号を除く。の規定は、手続上の救助について準用する。この場合において、同法第八十四条中「第八十二条第一項本文」とあるのは、「家事事件手続法第三十二条第一項本文」と読み替えるものとする。

第三十四条 家事事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定する。

2 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合

に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（期日及び期間）

第三十五条 裁判所は、家事事件の手続の期日の変更は、顕著な事由

がある場合に限り、することができる。

3 家事事件の手続の期日は、やむを得ない場合

に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができる。

（手續の併合）

第三十六条 裁判所は、家事事件の手続を併合

し、又は分離することができる。

2 裁判所は、前項の規定による裁判を取り消す

ことができる。

（手續費用の負担）

第三十七条 裁判所は、事件を完結する裁判において、職権で、その審級における審判費用（調

停手続を経ている場合にあっては、調停費用を含む。）の全部について、その負担の裁判をしないものとする。

2 前項において準用する民事訴訟法第六十九条第三項の規定による即時抗告並びに同法第七十条第四項（前項において準用する同法第七十二条後段において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項及び第七十四条第二項の異議の申立てについての裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

3 手續代理人の代理権は、制限することができない。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでない。事件において、必要があると認めると、手續代理人の代理権の消滅の通知

（手續代理人の代理権の消滅の通知）

3

裁判所は、当事者を異にする家事事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

第三十六条 送達及び手続の中止

民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百三十条から第三百三十二条まで（同条第一項を除く。）の規定を準用する。この場合においては、民事訴訟法第一編第五章第四節及び第三百三十条中「その訴訟の目的である請求又は防御の方法」とあるのは、「裁判又は調停を求める事項」と読み替えるものとする。

（裁判所書記官の処分に対する異議）

第三十七条 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をする。

前項の裁判に対しても、即時抗告が可能である。

第八章 電子情報処理組織による申立て等

第三十八条 家事事件の手続における申立てその他との申述（次項及び次条において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第三百三十二条の十第一項から第五項までの規定（支払督促に関する部分を除く。）を準用する。

前項において準用する民事訴訟法第三百三十二条の十第一項本文の規定によりされた申立て等に係るこの法律の他の規定による家事事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、同条第五項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

第九章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

第三十九条 家事事件の手続における申立て等については、民事訴訟法第三百三十三条、第三百三十三条の二第一項並びに第三百三十三条の四第一項から第三項まで、第四項（第一号に係る部分に限る。）及び第五項から第七項までの規定を適用する。この場合において、同法第三百三十三条第一項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人（家事事件手続法第四十二条第七項（同法第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）又はこれらの者以外の審判を受ける者となるべき者（同法第十

条第一項第一号に規定する審判を受ける者となるべき者をいう。）」と、同法第三百三十三条の四第一項中「秘匿決定、第三百三十三条の二第二項の決定又は前条の決定」とあるのは、「秘匿決定（家事事件手続法第二百七十七条第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者以外の者は、訴訟記録等」とあるのは、「秘匿決定（家事事件手続法第二百七十七条第一項に規定する事項以外の事項についての家事調停の手続に係るもの並びに同法第二百八十九条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による調査及び勧告の手続に係るものを除く。次項、第四項第一号及び第七項において同じ。）に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、当該秘匿決定に係る事件の記録」と、同条第二項中「秘匿決定等」とあるのは、「秘匿決定に係る者以外の当事者又は利害関係参加人は、秘匿決定」と、「訴訟記録等」とあるのは、「前項の事件の記録」と、同条第四項第一号中「秘匿決定又は第三百三十三条の二第二項の決定」とあるのは、「秘匿決定」と、同条第七項中「当事者」とあるのは、「当事者若しくは利害関係参加人」と、「秘匿決定等」とあるのは、「秘匿決定」と読み替えるものとする。

第二編 家事審判に関する手続

第一章 総則

第一節 家事審判の手続

（審判手続）

第三十条 家庭裁判所は、この編に定めるところにより、別表第一及び別表第二に掲げる事項並びに同編に定める事項について、審判をする。

（参与員）

第三十一条 家庭裁判所は、参与員の意見を聴いて、審判をする。ただし、家庭裁判所が相当と認めるときは、その意見を聽かないで、審判をすることができる。

（家庭裁判所）

第三十二条 家庭裁判所は、参与員を家事審判の手続の期日に立ち会わせることができる。

（参与員）

第三十三条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の意見を述べるために、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第三十四条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第三十五条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第三十六条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第三十七条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第三十八条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第三十九条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第四十条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第四十一条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第四十二条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第四十三条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第四十四条 家庭裁判所は、申立人から説明を聽くことができる。

（家庭裁判所）

第五編 参与員による受継

第五章 参与員による受継

第六章 参与員による受継

第一节 参与員による受継

（参与員）

第六十条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十一条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十二条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十三条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十四条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十五条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十六条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十七条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十八条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第六十九条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第七十条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第七十一条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第七十二条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第七十三条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第七十四条 参与員は、家庭裁判所の許可を得て、第一項の規定による受継の申立てをしてをした場合において、その申立てを却下する裁判がされたときには、当該裁判に対し、即時抗告をすることができる。

（家庭裁判所）

第七章 参与員による受継

第七章 参与員による受継

第一节 参与員による受継

（参与員）

第七十五条 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。

（最高裁判所規則）

第七十六条 前項の規定により選任される者の資格、員数その他の項の規定による選任に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

（最高裁判所規則）

第七十七条 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（当事者参加）

第七十八条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第七十九条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することが可能である。

（当事者参加）

第八十条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十一条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十二条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十三条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十四条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十五条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十六条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十七条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十八条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手続に参加することができる。

（当事者参加）

第八十九条 参与員は、当事者となる資格を有する者は、当事者として家事審判の手續に参加することができる。

（当事者参加）

3 第一項の規定による受継の申立て及び前項の規定による受継の裁判は、第一項の事由が生じた日から一月以内にしなければならない。

(調書の作成等) 裁判所書記官は、家庭審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等) 第四十六条 裁判所書記官は、家庭審判の手続の期日について、調書を作成しなければならない。ただし、証拠調べの期日以外の期日については、裁判長においてその必要がないと認めるときは、その経過の要領を記録上明らかにすることをもって、これに代えることができる。

(記録の閲覧等) 第四十七条 当事者又は利害関係を疎明した第三者者は、家庭裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家庭審判事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家庭審判事件に関する事項の証明書の交付(第二百八十九条第六項において「記録の閲覧等」という。)を請求することができる。

2 前項の規定は、家庭審判事件の記録中の録音データ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関する許可の申立てがあったときは、これを許可しなければならない。

4 家庭裁判所は、事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者者は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同項の申立てを許可しないことができる。

5 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に同項の申立てを許可することを不適当とする特別の事情があると認められるときも、同様とする。

家庭裁判所は、利害関係を疎明した第三者から第一項又は第二項の規定による許可の申立てがあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

6 審判書その他の裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は家庭審判事件に関する事項の証明書にあった場合において、相当と認めるときは、これを許可することができる。

については、当事者は、第一項の規定にかかわらず、家庭裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができる。

(申立ての変更) 審判を受ける者が当該審判があつた後に請求する場合も、同様とする。

7 家庭審判事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家庭審判事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

8 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

9 前項の規定による即時抗告が家庭審判の手続を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

10 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。(検察官に対する通知)

第四十八条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより審判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄権を有する家庭裁判所に対応する検察官の検察官にその旨を通知しなければならない。

2 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更を不当に遅滞させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

5 第二款 家庭審判の申立て(申立ての方式等)

第四十九条 家庭審判の申立ては、申立書(以下「家庭審判の申立書」という。)を家庭裁判所に提出してしなければならない。

2 家庭審判の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 当事者及び法定代理人

3 申立人は、二以上の事項について審判を求める場合において、これらの事項についての家庭審判の手続が同種であり、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、一の申立てにより求めることができる。

4 家庭審判の申立書が第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならぬ。民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の規定に従い家庭審判の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とする。

6 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。(音声の送受信による通話の方法による手続)

第五十条 申立て人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は理由を変更することができる。ただし、第七十一条(第一百八十九条第4項において準用する場合を含む。)の規定により審理を終結した後は、この限りでない。

2 申立ての趣旨又は理由の変更是、家庭審判の手続の期日においてする場合を除き、書面でしなければならない。

3 家庭裁判所は、申立ての趣旨又は理由の変更が不適法であるときは、その変更を許さない旨の裁判をしなければならない。

4 申立ての趣旨又は理由の変更により家庭審判の手続が著しく遅滞することとなるときは、家庭裁判所は、その変更を許さない旨の裁判をすることができる。

5 第三款 家庭審判の手続の期日(事件の関係人の呼出し)

第五十一条 家庭裁判所は、家庭審判の手続の期日に事件の関係人を呼び出すことができる。

2 呼出しを受けた事件の関係人は、家庭審判の手続の期日に出頭しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、代理人を出頭させることができる。

3 前項の事件の関係人が正当な理由なく出頭しないときは、家庭裁判所は、五万円以下の過料に処する。

(裁判長の手続指揮権)

第五十二条 家庭審判の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮する。

2 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができる。

3 当事者が家庭審判の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、家庭裁判所は、その異議について裁判を受ける。

(受命裁判官による手続)

第五十三条 家庭裁判所は、受命裁判官に家庭審判の手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、第六十一条第三項の規定又は第六十四条第一項において準用する民事訴訟法第二編裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限る。

2 前項の場合においては、家庭裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。(音声の送受信による通話の方法による手続)

第五十四条 家庭裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、家庭裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、家庭審判の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができる。

第五十五条 家庭審判の手続の期日に出頭しないで前項の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

(通訳人の立会い等その他の措置)

2 家庭審判の手続の期日に出頭しないで前項の手続に關与した者は、その期日に出頭したものを立会い等にすることは、民事訴訟法第一百五十四条の規定を、家庭審判事件の手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に對する措置については同法第一百五十五条の規定を適用する。

3 家庭裁判所は、受命裁判官に家庭審判の手続の期日における手続を行わせることができる。ただし、かつて、申立てにより又は職権で、必要と認められる証拠調べをしなければならない。

4 当事者は、適切かつ迅速な審理及び審判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとする。

(疎明)

第五十七条 疎明は、即時に取り調べることができる資料によつてしなければならない。(家庭裁判所調査官による事実の調査)

第五十八条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができ

る。

3 家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果を書面又は口頭で家庭裁判所に報告するものとする。

4 家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができます。

第七款 審判權

において「口頭弁論等の期日」という。」とあるのは、「家事審判の手続の期日」と読み替えるものとする。

(家事審判の申立ての取下げの擬制)

第八百五十三条 家事審判の申立人(第八百五十三条)
(第一百九十九条第一項において準用する場合を含む)及び第一百九十九条第二項の規定により申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合には、当事者双方が、連続して二回、呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出頭せず、又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、家庭裁判所は、申立ての取下げがあつたものとみなすことができる。

第八十四条 高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行いう場合におけるこの節の規定の適用については、同節の規定（第五十八条 第五十九条第一項から第三項まで 第六十一一条第一項及び第二項並びに第六十五条の規定を除く。）と、第三十九条 第四十七条第六項、第四十九条第三項、第五十六条第二項、第六十五条、第七十二条、第七十三条、第七十四条第一項から第三項まで（第二項ただし書を除く。）、第七十五条、第七十七条第一項、第七十八条（第一項第二号及び第四項を除く。）、第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項並びに第八十二条第一項及び第二項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第四十二条第二項中「審判の結果」と、第五十八条第一項、第五十九条第一項から第三項まで、第六十一条第一項及び第六十五条中「家庭裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、第五十八条第三項中「家庭裁判所に」とあるのは「高等裁判所に」と、第七十六条中「審判書」とあるのは「裁判書」と、同条第一項中「審判は」とあるのは「審判に代わる裁判は」と、同項ただし書中「即時抗告をすることができる審判」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとの審判であるとした場合に即時抗告をすることができるない審判に代わる裁判」と、第七十八条第一項第二号中「即時抗告をすることができます」とあるのは「家庭裁判所の審判であるとした場合に即時抗告をすることができる審判に代わる裁判」とする。

選任し、又は事件の関係人に對し、成年被後見人となるべき者の生活、療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる。

家庭裁判所は、後見開始の申立てがあつた場合において、成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てをした者の申立てにより、後見開始の申立てについての審判についての審判が効力を生ずるまでの間、成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第九条ただし書に規定する行為を除く。第七項において同じ。）につき、前項の財産の管理者の後見を受けることを命ずることができる。

3 家庭裁判所は、成年被後見人となるべき者の心身の障害によりその者の陳述を聽くことができないときは、第百七条の規定にかかわらず、その者の陳述を聽く手続を経ずに、前項の規定による審判（次項から第七項までにおいて「後見命令の審判」という。）をすることができる。

4 後見命令の審判は、第一項の財産の管理者（数人あるときは、そのうちの一人）に告知することによつて、その効力を生ずる。

5 後見命令の審判は、成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては、成年被後見人となるべき者については、第七十四条第一項の規定は、適用しない。

6 審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は、第一項の財産の管理者が第四項の規定による告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から進行する。

7 後見命令の審判があつたときは、成年被後見人となるべき者及び第一項の財産の管理者は、成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては、制限行為能力者の行為の取消しに関する民法の規定を準用する。

8 前条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条规定の規定は、第一項の財産の管理者について準用する。この場合において、前条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「成年被後見人となるべき者」と読み替えるものとする（成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）。

家庭裁判所は、成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において、成年後見人の解任の審判事件を本案とする

被後見人の利益のため必要があるときは、成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより、又は職権で、成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間、成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

2 前項の規定による成年後見人の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される成年後見人、他の成年後見人又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

3 家庭裁判所は、いつでも、第一項の規定により選任した職務代行者を改任することができることができる。

4 家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対し、成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

5 前各項の規定は、成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

第二節 保佐に関する審判事件

第一百二十九条 第百十八条 保佐開始の審判事件（別表第一の十七の項の事項についての審判事件をいう。以下同じ。）は、被保佐人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 保佐に関する審判事件（別表第一の十七の項から三十五の項までの事項についての審判事件をいう。）は、保佐開始の審判事件を除き、保佐開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が保佐開始の裁判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄に属する。ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所の管轄に属する。

（手続行為能力）

3 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐開始の審判事件（第一号、第七号及び第九号の審判事件を本案とする保全処分についての審判事件を含む。）における被保佐人となるべき者及び被保佐人について準用する。

一 保佐開始の審判事件

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判事件（別表第一の十八の項の事項についての審判事件をいう。）

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人

四 保佐開始の審判の取消しの審判（民法第十一条第一項の規定による場合に限る。） 被保佐人及び保佐人

五 保佐人又は保佐監督人の選任の審判 保佐人

六 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 保佐人

七 保佐監督人の解任の審判 保佐監督人

第一百三十条 第百十八条の規定は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号、第二号、第四号及び第五号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聽かなければならぬ。

一 保佐開始の審判 被保佐人となるべき者（第一号、第二号、第四号及び第五号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聽かなければならぬ。

二 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人となるべき者又は被保佐人

（陳述及び意見の聴取）

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人

四 保佐開始の審判の取消しの審判（民法第十一条第一項の規定による場合に限る。） 被保佐人

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者）

三 保佐人の同意に代わる許可の審判 保佐人及び保佐監督人

四 保佐開始の審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

五 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判の取消しの審判 保佐人及び保佐監督人

六 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人（当該審判が保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

（即時抗告）

七 保佐人に対する代理権の付与の審判 被保佐人及び保佐監督人

一 保佐開始の審判 民法第十一條本文及び意後見契約法第十条第二項に規定する者は、当該各号に定める者（第一号及び第四号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

二 保佐開始の申立てを却下する審判 申立人

三 保佐開始の審判の取消しの申立てを却下する審判 民法第十四条第一項に規定する者は、当該各号に定める者（第一号及び第四号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

四 保佐人の同意を得なければならない行為の定めの審判 被保佐人

五 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判 申立人

六 保佐人の解任の審判 保佐人

- 八 様助監督人の解任の審判 様助監督人
2 判 申立人並びに被補助人及びその親族
審判の告知を受ける者でない者及び被補助人
となるべき者による補助開始の審判に対する即
時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判
の告知を受けた日及び民法第八百七十六条の七
第一項の規定により補助人に選任される者が審
判の告知を受けた日のうち最も遅い日から進行
する。
(成年後見に関する審判事件の規定の準用)
第一百四十二条 第百二十二条の規定は補助開始の
申立ての取下げ及び補助人の選任の申立ての取
下げについて、第二百二十四条の規定は補助事
務の監督について準用する。
(補助開始の審判事件を本案とする保全処分)
第一百四十三条 補助開始の審判事件を本案とする
保全処分については、第二百二十六条第一項の規
定を準用する。
2 家庭裁判所(第二百五条第二項の場合にあつて
は、高等裁判所)は、補助開始及び補助人の同
意を得なければならぬ行為の定めの申立てが
あつた場合において、被補助人となるべき者の
財産の保全のため特に必要があるときは、当該
申立てをした者の申立てにより、補助開始の申
立てについての審判が効力を生ずるまでの間、
被補助人となるべき者の財産上の行為(民法第
十三条第一項に規定する行為であつて、当該補
助人の同意を得なければならぬ行為の定めの
申立てに係るものに限る。第五項において同
じ。)につき、前項において準用する第二百二十
六条第一項の規定により選任される財産の管理
者(以下この条において単に「財産の管理者」
という。)の補助を受けることを命ずることが
できる。
3 前項の規定による審判(次項及び第五項にお
いて「補助命令の審判」という。)は、第七十
四条第一項に規定する者のか、財産の管理者
の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規
定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い
日から進行する。
4 審判の告知を受ける者でない者及び被補助人
となるべき者による補助命令の審判に対する即
時抗告の期間は、被補助人となるべき者が審判
の告知を受けた日及び財産の管理者が前項の規
定による審判の告知を受けた日のうち最も遅い
日から進行する。

6 第百二十五条第一項から第六項までの規定及び民法第二十七条から第二十九条まで（同法第二十七条第二項を除く。）の規定は、財産の管理者について準用する。この場合において、第一百二十五条第三項中「成年被後見人」とあるのは、「被補助人となるべき者」と読み替えるものとする。

（補助人の解任の審判事件等を本案とする保全処分）

第一百四十四条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、補助人の解任の審判事件又は補助監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分について準用する。

（管轄）

第一百四十五条 不在者の財産の管理に関する処分の審判事件は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

（管理人の改任等）

第一百四十六条 家庭裁判所は、いつでも、民法第二十五条第一項の規定により選任し、又は同法第二十六条の規定により改任したり改任した管理人及び前項の規定により改任した管理人（第四項及び第六項、次条並びに第百四十七条において「家庭裁判所が選任した管理人」という。）に対し、財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる。同法第二十七条第二項の場合においては、不在者が置いた前項の報告及び計算に要する費用は、不在者の財産の中から支弁する。

（家庭裁判所は、管理人（家庭裁判所が選任した管理人及び不在者が置いた管理人をいう。次項及び第一百四十七条において同じ。）に対し、その提供した担保の増減、変更又は免除を命ずることができる。）

- ついても、同様とする。

6 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、家庭裁判所が選任した管理人について準用する。
(供託等)

第一百四十六条の二 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、处分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託に供託することができる。

2 家庭裁判所が選任した管理人は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨の其他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

(処分の取消し)

第一百四十七条 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなつたとき(家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときを含む)。その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、民法第二十五条第一項の規定による管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する处分の取消しの審判をしなければならない。

第五節 失踪の宣告に関する審判事件

第一款 失踪の宣告の審判事件

第一百四十八条 失踪の宣告の審判事件(別表第一の五十六の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)は、不在者の従来の住所地又は居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、失踪の宣告の審判事件における不在者について準用する。

3 家庭裁判所は、次に掲げる事項を公告し、かつ、第二号及び第四号の期間が経過しなければ、失踪の宣告の審判をすることができない。

この場合において、第二号及び第四号の期間は、民法第三十条第一項の場合にあつては三月を、同条第二項の場合にあつては一月を下つてはならない。

1 不在者について失踪の宣告の申立てがあつたこと。

2 不在者は、一定の期間までにその生存の届出をすべきこと。

四 前号の届出がないときは、失踪の宣告がされること。

四 不在者の生死を知る者は、一定の期間までにその届出をすべきこと。

四 失踪の宣告の審判は、不在者に告知することを要しない。

五 次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）は、即時抗告をすることができる。

一 失踪の宣告の審判 不在者及び利害関係人

二 失踪の宣告の申立てを却下する審判 申立人

第二款 失踪の宣告の取消しの審判

事件

第一百四十九条 失踪の宣告の取消しの審判事件は、失踪者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

2 第百十八条の規定は、失踪の宣告の取消しの審判事件における失踪者について準用する。

3 失踪の宣告の取消しの審判は、事件の記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限り、失踪者に告知すれば足りる。

4 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 失踪の宣告の取消しの審判 利害関係人
（申立人を除く。）

二 失踪の宣告の取消しの申立てを却下する審判 失踪者及び利害関係人

第六節 婚姻等に関する審判事件

（管轄）

第一百五十条 次の各号に掲げる審判事件は、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判事件（別表第一の一の項の事項についての審判事件をいう。次条第一号において同じ。）夫又は妻の住所地

二 夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件（別表第一の五十八の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻の住所地

三 婚姻費用の分担に関する処分の審判事件（別表第一の二の項の事項についての審判事件をいう。）夫又は妻の住所地

四 子の監護に関する処分の審判事件 子（父又は母を同じくする数人の子についての申立所地

第一百七十二条 家庭裁判所は、親権者の指定又は（引渡命令等）

変更の審判において、当事者に対し、子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

二、親権停止の審判　親権を停止される者及びその親族

三、管理権喪失の審判　管理権を喪失する者及びその親族

四、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判　申立人、子及びその親族、未成年後見人並びに未成年後見監督人

五、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判　子及びその親族、子に対し親権を行なう者、未成年後見人並びに未成年後見監督人

六、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの申立てを却下する審判　申立人並びに親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失した者及びその親族

七、親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判　申立人

八、養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の審判　養子の父母及び養子の監護者

九、養子の離縁後に親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判　申立人、養子の父母及び養子の監護者

十、親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判　子の父母及び子の監護者

十一、審判の告知を受ける者でない者及び子による親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告　親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する者が審判の告知を受けた日号に定める日から進行する。

十二、審判の告知を受ける者でない者及び子による親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消しの審判に対する即時抗告　親権を喪失し、若しくは停止され、又は管理権を喪失する者が審判の告知を受けた日

(管理者の改任等に関する規定の準用)
第一百七十三条 第百二十五条の規定は

子に与えた財産の管理に関する処分の審判事件について準用する。

(親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判事件を本案とする保全処分)

第一百七十四条 家庭裁判所（第一百五条第二項の場合にあつては、高等裁判所。以下この条及び次条において同じ。）は、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てがあつた場合において、子の利益のため必要があると認めるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができる。

前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者子に対し親権を行う者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することによって、その効力を生ずる。

家庭裁判所は、第一項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対して、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

(親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分)

第一百七十五条 家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあつた場合において、強制執行を保全し、又は子その他の利害関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権者の指定又は変更の審判を本案とする仮処分を命ぜることその他必要な保全処分を命ずることができる。

前項の規定により仮の地位の仮処分を命ずる場合には、第一百七条の規定により審判を受けるべき者の陳述を聴くほか、子（十五歳未満のものに限る。）の陳述を聴かなければならぬ。ただし、子の陳述を聴く手続を経ることにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

家庭裁判所は、親権者の指定又は変更の審判又は調停の申立てがあつた場合において、子の

利益のため必要があるときは、当該申立てをした者の申立てにより、親権者の指定又は変更の

4 前項の規定による親権者の職務の執行を停止する審判は、職務の執行を停止される親権者、子に対し親権を行う者又は同項の規定により選任した職務代行者に告知することができる。
5 家庭裁判所は、いつでも、第三項の規定により選任した職務代行者を改任することができる。
6 家庭裁判所は、第三項の規定により選任し、又は前項の規定により改任した職務代行者に対して、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができる。

第九節 未成年後見に関する審判事件

(管轄)

第一百七十六条 未成年後見に関する審判事件(別表第一の七十の項から八十三の項までの事項についての審判事件をいう。)は、未成年被後見人(養子の離縁後に未成年後見人となるべき者)の選任の審判事件にあつては、未成年被後見人(なるべき者)の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

(手続行為能力)

第一百七十七条 第百十八条の規定は、次に掲げる審判事件(第三号及び第五号の審判事件を本件第一の七十三の項の事項についての審判事件を含む。)における未成年被後見人(第一号の審判事件にあつては、未成年被後見人となるべき者及び養親)について準用する。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の審判事件

二 未成年後見人の選任の審判事件

三 未成年後見人の解任の審判事件(別表第一の七十三の項の事項についての審判事件をいう。)。

四 未成年後見監督人の選任の審判事件(別表第一の七十四の項の事項についての審判事件をいう。)

五 未成年後見監督人の解任の審判事件(別表第一の七十六の項の事項についての審判事件をいう。)。

六 未成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件(別表第一の七十九の項の事項についての審判事件をいう。)

七 未成年後見の事務の監督の審判事件（別表第一の八十一の項の事項についての審判事件

八 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件（別表第一の八十九条の項の事項についての審判事件をいう。第二百二十五条の規定は第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件に適用する。）

（陳述及び意見の聴取）

百七十八条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者（第一号にあっては、申立人を除く。）の陳述を聽かなければならぬ。

一 未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判 未成年被後見人（十五歳以上のものに限る。）

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

三 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者の意見を聽かなければならない。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者 又は未成年後見人の選任 未成年後見人となるべき者

二 未成年後見監督人の選任 未成年後見監督人となるべき者

（即时抗告）

百七十九条 次の各号に掲げる審判に対してもは、当該各号に定める者は、即时抗告をすることができる。

一 養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判 申立人

二 未成年後見人の解任の審判 未成年後見人

三 未成年後見人の解任の申立てを却下する審判 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族

四 未成年後見監督人の解任の審判 未成年後見監督人

五 未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判 申立人並びに未成年被後見人及びその親族

（成年後見に関する審判事件の規定の準用）

百八十一条 第二百二十二条の規定は成年後見人の選任の申立ての取下げについて、第二百二十四条の規定は成年後見の事務の監督について、第二百二十五条の規定は第三者が成年後見人一百八十一条において同じ。）

<p>2 遺留分の放棄についての許可の申立てをした者は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。</p> <p>第十八節の二 特別の寄与に関する審判</p> <p>(管轄) 事件 第二百六条の二 特別の寄与に関する処分の審判事件は、相続が開始した地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。</p>
<p>第二百六条の三 家庭裁判所は、特別の寄与に関する処分の審判において、当事者に対し、金銭の支払を命ずることができる。</p> <p>(即時抗告)</p> <p>第二百六条の四 次の各号に掲げる審判に対しでは、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>第二百六条の四 次の各号に掲げる審判に対しでは、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。</p> <p>第二百六条の五 家庭裁判所(第百五条第二項(特別の寄与に関する審判)を本案とする保全処分)は、特別の寄与に関する処分の審判(申立人及び相手方)</p> <p>第二百六条の五 家庭裁判所(第百五条第二項(特別の寄与に関する審判)を本案とする保全処分)は、特別の寄与に関する処分の審判(申立人及び相手方)</p> <p>二 特別の寄与に関する処分の申立てを却下する審判(申立人)</p> <p>三 任意後見契約の効力を発生させるため必要があるときには、当該申立てをした者の申立てによるものに係る審判(申立人)</p> <p>四 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>五 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>六 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人及びその親族)</p> <p>七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判(申立人)</p> <p>八 任意後見契約法第二条第一号の本人(以下この節における「本人」といいう。)の住所地を管轄する家庭裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除き、任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件を除く。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除き、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除く。)</p>

<p>三 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>四 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>五 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>六 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人及びその親族)</p> <p>七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判(申立人)</p> <p>八 任意後見契約法第二条第一号の本人(以下この節における「本人」といいう。)の住所地を管轄する家庭裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件を除き、任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件を除く。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除く。)</p>
<p>第二百二十九条 家庭裁判所は、本人の精神の状況につき医師その他適当な者の意見を聴かなければ、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件における本人について準用する。</p> <p>(精神の状況に関する意見の聴取)</p> <p>第二百二十条 家庭裁判所は、次の各号に掲げる審判をする場合には、当該各号に定める者(第一号及び第四号にあっては、申立人を除く。)の陳述を聽かなければならない。ただし、本人については、本人の心身の障害により本人の陳述を聴くことができないときは、この限りでない。</p> <p>一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判並びに任意後見監督人が欠けた場合及び任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任の審判(本人)</p> <p>二 任意後見監督人の解任の審判(任意後見監督人)</p> <p>三 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>四 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>五 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>六 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人及びその親族)</p> <p>七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判(申立人)</p> <p>八 任意後見契約法第二条第一号の本人(以下この節における「本人」といいう。)の住所地を管轄する家庭裁判所は、前項第一号に掲げる審判をする場合には、任意後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならない。</p> <p>九 任意後見契約の効力を発生させることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない。</p> <p>十 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件を除く。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除く。)</p>

<p>十一 任意後見契約の効力を発生させることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない。</p> <p>十二 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件を除く。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除く。)</p>
<p>第二百二十二条 次の各号に掲げる審判は、第七十四条第一項に規定する者のか、当該各号に定める者に告知しなければならない。</p> <p>一 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判(本人及び任意後見受任者)</p> <p>二 後見開始の審判等の取消しの審判(後見開始の審判の取消しの審判にあっては成年後見人及び成年後見監督人、保佐開始の審判の取消しの審判にあっては保佐人及び保佐監督人並びに補助人及び補助監督人)</p> <p>三 任意後見人の解任の審判(本人及び任意後見監督人)</p> <p>四 任意後見契約の解除についての許可の審判(本人、任意後見人及び任意後見監督人)</p> <p>五 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>六 任意後見契約の解除についての許可の審判(申立人)</p> <p>七 任意後見契約の解除についての許可の申立てを却下する審判(申立人)</p> <p>八 任意後見契約法第二条第一号の本人(以下この節における「本人」といいう。)の住所地を管轄する家庭裁判所は、前項第一号に掲げる審判をする場合には、任意後見監督人となるべき者の意見を聴かなければならない。</p> <p>九 任意後見契約の効力を発生させることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない。</p> <p>十 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件を除く。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除く。)</p>

<p>十一 任意後見契約の効力を発生させることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない。</p> <p>十二 任意後見契約法に規定する審判事件(別表第一の百十一の項から百二十一の項までの事項についての審判事件を除く。)は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督事件を除く。)</p>
<p>第二百二十三条 次の各号に掲げる審判に對しては、当該各号に定める者(第四号及び第六号にあっては、申立人を除く。)は、即時抗告をすることはできる。</p> <p>(即時抗告)</p> <p>第二百二十四条 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に任意後見監督人の事務を調査させることができる。</p> <p>(任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分)</p> <p>第二百二十五条 第百二十七条第一項から第四項までの規定は、任意後見監督人の解任の審判事件等を本案とする保全処分</p>

立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかになると、当該届出人又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければならない。ただし、事件の記録上これら者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限る。
 (陳述及び意見の聴取)

第二百二十九条 家庭裁判所は、氏又は氏の振り仮名の変更についての許可の審判をする場合に、申立て人と同一戸籍内にある者(十五歳以上のもに限る)の陳述を聽かなければならぬ。

2 家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十一年法律第六百七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。以下この節において同じ。)の処分に対する不服の申立てがあつた場合には、当該市町村長の意見を聽かなければならない。

(審判の告知等)

第二百三十条 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判は、第七十四条第一項に規定する者(ほか、当該市町村長に告知しなければならない。

2 家庭裁判所は、戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを理由があると認めるとときは、当該市町村長に対し、相当の処分を命じなければならない。

(即時抗告)

第二百三十二条 次の各号に掲げる審判に対しては、即時抗告をすることができる。
 一 氏又は氏の振り仮名の変更についての許可の審判
 二 氏若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名の変更についての許可の申立てを却下する審判
 三 就籍許可の申立てを却下する審判
 四 戸籍の訂正についての許可の審判
 利害関係人(申立て人を除く)
 五 戸籍の訂正についての許可の申立てを却下する審判
 申立て人
 六 前条第二項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判
 当該市町村長
 七 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判
 申立て人

第二百三十三条 性別の取扱いの変更の審判事件(別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。次項において同じ。)は、申立人の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第二百三十四条 第百八十三条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件(別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。)は、申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

第二百三十五条 第百八十三条の規定は、性別の取扱いの変更の審判事件(別表第一の百二十六の項の事項についての審判事件をいう。)は、申立てを却下する審判事件における申立てに適用する。

第二百三十六条 家庭裁判所は、都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認、都道府県の措置についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いでの一時保護についての承認の審判事件(別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。)は、申立てを却下する審判事件における申立てに適用する。

第二百三十七条 都道府県の措置についての承認、都道府県の措置の期間の更新についての承認又は児童相談所長若しくは都道府県知事の引き続いでの一時保護についての承認の審判事件(別表第一の百二十七の項の事項についての審判事件をいう。)は、申立てを却下する審判事件における申立てに適用する。

第二百三十八条 第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二百三十九条 第百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二百四十一条 施設への入所等についての許可の審判事件(別表第一の百二十九の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。)は、被保護者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第二百四十二条 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判事件(別表第二の十七の項の事項についての審判事件をいう。第三項において同じ。)は、被保護者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

第二百四十三条 第百八十三条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に對し親権を行ふ者及び被保護者の後見人に對し親権を行ふ者及び被保護者の後見人の陳述を聽かなければならない。

第二百四十四条 第百八十三条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に對し親権を行ふ者及び被保護者の後見人に對し親権を行ふ者及び被保護者の後見人の陳述を聽かなければならない。

第二百四十五条 第百八十三条の規定は、施設への入所等についての許可の審判事件における被保護者、被保護者に對し親権を行ふ者及び被保護者の後見人に對し親権を行ふ者及び被保護者の後見人の陳述を聽かなければならない。

四 都道府県の措置の期間の更新についての承認の申立てを却下する審判 申立て人

五 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いでの一時保護についての承認の審判 児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人

六 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いでの一時保護についての承認の申立てを却下する審判 申立て人

七 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判 申立て人

に対し親権を行う者及び被保護者の後見人に告知しなければならない。

次の各号に掲げる審判に対しては、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対する審判に対するものである場合

二 施設への入所等についての許可の申立てを却下する審判 申立人

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判 及びその申立てを却下する審判 申立人及び相手方

第二十五節 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律に規定する審判事件

第二百四十二条 保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件 (別表第一の百三十の項) の事項についての審判事件をいう。

二条第二項に規定する対象者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

家庭裁判所は、次の各号に定める者 (申立人を除く。) の意見を聽かなければならぬ。

一 保護者の順位の変更の審判 先順位に変更される者

二 保護者の選任の審判 保護者となるべき者

三 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てをした者は、その申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

四 家庭裁判所は、いつでも、保護者の順位の変更及び保護者の選任の審判事件において選任した保護者を改任することができる。

第二百四十三条 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判事件 (別表第一の百三十四の項) の事項についての審判事件をいう。

各号に掲げる場合には、当該各号に定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する。

一 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号) 第四

条第一項の規定による合意 (同法第五条又は第六条第二項の規定による合意) についての申立てに係るものである場合 同法第三条第

二 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (平成二十年法律第三十三号) 第四

条第六条第二項の規定による合意 (同法第四条第一項及び第五条又は第六条第二項の規定による合意) についての申立てに係るものである場合 同法第三条第

三 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件 (別表第一の百三十の項) の事項についての審判事件をいう。

夫又は妻の住所地

二 親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件 子の住所地

三 破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件 (別表第一の百三十の項) の事項についての審判事件をいう。

十三の項の事項についての審判事件をいう。

(第二号に係る部分に限る。) 相続が開始した地の承認についての申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

(第二号に係る部分に限る。) 第百五十四条第二項 (第二号に係る部分に限る。) 第百五十五条、第一百五十六条 (第二号に係る部分に限る。) 及び第一百五十八条 (第二号に係る部分に限る。) 及び第一百五十九条 (第二号に係る部分に限る。) の規定は、扶養手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等の審判事件について、第一百六十八条 (第三号に係る部分に限る。) 第百六十九条第一項 (第一号に係る部分に限る。) 第百七十一条 (第一号に係る部分に限る。) 第百七十二条第一項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) 並びに第二項 (第一号に係る部分に限る。) 並びに第一百七十四条の規定 (管理権喪失に関する部分に限る。) は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一条第五項から第八項までの規定は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について準用する。

(第一号に係る部分に限る。) 第百七十二条第一項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) 並びに第二項 (第一号に係る部分に限る。) 並びに第一百七十四条の規定 (管理権喪失に関する部分に限る。) は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一条第五項から第八項までの規定は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について準用する。

(第一号に係る部分に限る。) 第百七十二条第一項 (第三号及び第四号に係る部分に限る。) 並びに第二項 (第一号に係る部分に限る。) 並びに第一百七十四条の規定 (管理権喪失に関する部分に限る。) は、親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失の審判事件について、第二百一条第五項から第八項までの規定は、破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理の審判事件について準用する。

2 遺留分の算定に係る合意についての許可の審判は、当該合意の当事者の全員に告知しなければならない。

3 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 遺留分の算定に係る合意についての許可の定める者は、即時抗告をすることができる。

二 遺留分の算定に係る合意についての許可の申立てを却下する審判 当該合意の当事者 (申立人を除く。)

三 異議の申立てを却下する審判 当該合意の当事者 (申立人を除く。)

(調停事項等)

第二百四十四条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他家庭に関する事件 (別表第一に掲げる事項についての事件を除く。) について調停を行うほか、この編の定めるところにより審判をする。

(管轄等)

第二百四十五条 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(管轄等)

第二百四十六条 家事調停事件は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する。

民事訴訟法第十一条第二項及び第三項の規定は、前項の合意について準用する。

(管轄等)

第二百四十七条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に規定する審判事件

は、前項の合意について準用する。

(管轄等)

第二百四十八条 調停委員会は、裁判官一人及び家事調停委員二人以上で組織する。

調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

調停委員会の決議は、過半数の意見による。

可否同数の場合には、裁判官の決するところによる。

(調停委員会)

第二百四十九条 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則により手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(家事調停委員)

第二百五十条 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

第二百四十六条 家庭裁判所は、第二百四十四条の規定により調停を行うことができる事件以外の事件について調停の申立てを受けた場合に准用する。この場合において、第二百四十九条第一項中「前項」とあるのは、「第二百四十五条第一項」と読み替えるものとする。

(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

第二百四十七条 家事調停事件は、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。

(家事調停委員)

第二百四十八条 家事調停官は、弁護士で五年以上その職にあつたもののうちから、最高裁判所が任命する。

(地方裁判所又は簡易裁判所への移送)

第二百四十九条 家事調停官は、非常勤とする。

家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがある。

一 弁護士法 (昭和二十四年法律第二百五号) 第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 心身の故障のため職務の執行ができないとき。

三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。

又は簡易裁判所以外の地方裁判所又は簡易裁判所 (事物管轄権を有するものに限る。) に移送することができる。

4 第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の規定による移送の裁判について準用する。

(調停機関)

5 判は、当該合意の当事者の全員に告知しなければならない。

6 次の各号に掲げる審判に対しても、当該各号に定める者は、即時抗告をすることができる。

一 施設への入所等についての許可の審判 被保護者に対する審判に対するものである場合

二 施設への入所等についての許可の申立てを却下する審判 申立人

三 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判 及びその申立てを却下する審判 申立人及び相手方

(調停委員会が行う家事調停の手続の指揮)

第二百五十九条 調停委員会が行う家事調停の手続は、調停委員会を組織する裁判官が指揮する。

(調停委員会等の権限)

第二百六十条 調停委員会が家事調停を行う場合には、次に掲げる事項に関する裁判所の権限は、調停委員会が行う。

一 第二十二条の規定による手続代理人の許可等

二 第二十七条において準用する民事訴訟法第六十条第一項及び第二項の規定による補佐人の許可等

三 第三十三条ただし書の規定による傍聴の許可

四 第三十五条の規定による手続の併合等

五 第二百五十五条第四項において準用する第五十条第三項及び第四項の規定による申立ての変更

六 第二百五十八条第一項において準用する第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項から第三項まで及び第五項の規定による参加、第四十三条第一項の規定による排除、第四十四条第一項及び第三項の規定による受継、第五十一条第一項の規定による事件の関係人の呼出し、第五十四条第一項の規定による音声の送受信による通話の方法による手続並びに第五十六条第一項、第五十九条第一項及び第二項（これらの規定を第六十条第一項において準用する場合を含む）、第六十一条第一項、第六十二条並びに第六十四条第五項の規定並びに同条第一項において準用する民事訴訟法の規定による事実の調査及び証拠調べ（過料及び勾引に関する事項を除く。）

調停委員会が家事調停を行う場合には、第二十三条第一項及び第二項の規定による手続代理人の選任等、第三十四条第一項の規定による期日の指定並びに第二百五十三条ただし書の規定による調書の作成に関する裁判長の権限は、当該調停委員会を組織する裁判官が行う。

2 (調停の場所) **第二百六十五条** 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことは、当該調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができる。
2 前項の場合には、裁判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせ、又は医師である裁判官は、当該調停委員会を組織する裁判官による事実の調査及び証拠調べをすることができる。

技官に事件の関係人の心身の状況について診断をさせることができる。

3 第五十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による事実の調査及び心身の状況についての診断について準用する。

4 第一項の場合には、裁判官は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

5 調停委員会を組織する裁判官は、当該調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第五十九条第三項の規定による措置をとらせることができ。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

(家事調停委員による事実の調査)

第二百六十二条 調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

6 第二百六十三条から前条までの規定は、裁判官のみで家事調停の手続を行う場合には、家庭裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。ただし、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

(意見の聴取の嘱託)

第二百六十三条 調停委員会は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事件の関係人から紛争の解決に関する意見を聴取することを嘱託することができ。家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることを相当と認めるときは、この限りでない。

7 第二百六十四条 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員を組織していない家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができ。

8 前項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができ。

9 家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

10 第二項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

11 第二項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

12 前項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた委員に当該嘱託に係る意見を聴取させることができる。

13 第二項の規定により意見の聴取の嘱託を受けた委員は、家庭裁判所が指定する。

14 前項の規定により意見を聴取する家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

(調停の成立及び効力)

第二百六十八条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決（別表第二に掲げる事項にあっては、確定した第三十九条の規定による審判）と同一の効力を有する。

15 第二百六十九条 調停において当事者間に合意が成立したときは、その一部について当事者間に合意が成立したとしても、同様とする。

16 第二百七十一条 調停委員会は、事件が性質上調停を行ふのに適当ないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。

2 第二百七十二条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることとする。ただし、家庭裁判所が第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。

3 第二百七十三条 調停委員会は、当事者が前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

4 第二百七十四条 調停の不成立の場合は、終了。

(調停をしない場合の事件の終了)

第二百七十五条 調停委員会は、事件が性質上調停を行ふのに適当ないと認めるとき、又は当事者が不當な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、家事調停事件を終了させることができる。

17 第二百七十六条 調停の不成立の場合は、終了。

(調停の不成立の場合はの終了)

第二百七十七条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合には、調停が成立しないものとして、家事調停事件を終了させることとする。ただし、家庭裁判所が第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判をしたときは、この限りでない。

18 第二百七十八条 調停委員会は、当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつたときは、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。

19 第二百七十九条 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

20 第二百八十一条 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、家庭裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

2 急迫の事情があるときは、調停委員会を組織する裁判官が前項の処分（以下「調停前の処分」という。）を命ずることができる。

3 更正決定に対しても、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対する抗告をしては、即時抗告をすることができる。

5 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は利害関係参加人が正当な理由なくこれに従わないときは、執行力を有しない。

6 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

7 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

8 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

9 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

10 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

11 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

12 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

13 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

14 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

15 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

16 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

17 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

18 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

19 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

20 調停前の処分として必要な事項を命じられた当事者は、執行力を有しない。

停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあったものとみなす。

第二百七十三条 家事調停の申立ては、家事調停事件が終了するまでの間で、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかるらず、遺産の分割の調停の申立ての取下げは、相続開始の時から十年を経過した後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

3 第八十二条第三項及び第四項並びに民事訴訟法第二百六十一條第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げについて準用する。この場合において、第八十二条第三項中「前項ただし書」、第一百五十三条（第一百九十九条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百九十九条第二項」とあるのは「家事調停の手続たゞし書中「口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日（以下この章において「口頭弁論等の期日」という。）」とあるのは「家事調停の手続の期日」と読み替えるものとする。

第六節 付調停等

（付調停）

第二百七十四条 第二百四十四条の規定により調停を行なうことができる事件についての訴訟又は家事審判事件が係属している場合には、裁判所は、当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあつては、原告又は申立人に限る。）の意見を聴いて、いつでも、職権で、事件を家事調停に付することができる。

裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定によることができる。

3 家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定により事件を調停に付する場合には、前項の規定にかかるらず、その家事調停事件を自ら処理することができる。

4 前項の規定により家庭裁判所又は高等裁判所が調停委員会で調停を行うときは、当該裁判所がその裁判官の中から指定する裁判官一人及び家事調停委員一人以上で組織する。

5 第三項の規定により高等裁判所が自ら調停を行う場合についてのこの編の規定の適用については、第二百四十四条、第二百四十七条、第二百四十八条第二項、第二百五十四条第一項から第五項まで、第二百六十四条第二項、第二百六十五条第四項、第二百六十八条第三項ただし書き、第二百六十九条第一項並びに第二百七十二条第一項ただし書き及び第二項並びに次章及び第三章の規定中「家庭裁判所」とあるのは「高等裁判所」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項第一号、第二百七十六条、第二百七十七条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは「審判に代わる裁判」と、第二百四十四条、第二百五十八条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「審判」とあるのは「高等裁判所は」とあるのは「高等裁判所は」と、次章の規定中「合意に相当する審判」とあるのは「合意に相当する審判に代わる裁判」と、第二百五十八条第一項第一号、第二百七十九条第三項及び第二百八十四条第一項中「却下する審判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とあるのは「却下する審判に代わる裁判」とする。

第二百七十五条 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は訴訟が係属している裁判所が第二百五十七条第二項若しくは前項第一号の合意は、第二百五十八条第一項において準用する第五十四条第一項及び第二百七十一条第一項に規定する方法によつては、成立せることができない。ただし、家庭裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による場合は、この限りでない。

二 当事者の双方が申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因について争わないこと。

一当事者間に申立ての趣旨のとおりの審判を受けることについて合意が成立していること。

第二百七十六条 訴訟が係属している裁判所が前条第一項の規定によつて事件を調停に付したときは、訴訟が係属している裁判所は、家庭調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

裁判所は、前項の規定により事件を調停に付する場合においては、事件を管轄権を有する家庭裁判所及び高等裁判所は、第一項の規定によることができる。

2 第二百五十七条第二項又は第二百七十四条第一項の規定により事件を調停に付した場合には、家庭裁判所が第一項第一号の規定による合意を正当と認めない場合について準用する。（申立ての取下げの制限）

第二百七十七条 家事調停の申立ての取下げは、合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 前項の規定による異議の申立ては、二週間の不変期間内にしなければならない。

た場合において、調停が成立し、又は第二百八十四条第一項の審判が確定したときは、当該家事審判事件は終了する。

第二章 合意に相当する審判

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百七十七条 人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の手続において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、

は、放棄することができる。

（異議の申立てに対する審判等）

第二百八十条 家庭裁判所は、当事者がした前条第一項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、これを却下しなければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、同様とする。

4 異議の申立て人は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。

5 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

（合意に相当する審判の効力）

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることができる者が、審判の告知を受ける場合にあつては、その者が審判の告知を受けた日から、

審判の告知を受ける者でない場合にあつては當

事者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ

進行する。

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利

は、放棄することができる。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百七十七条 人事に関する訴え（離婚及び離縁の訴えを除く。）を提起することができる事項についての家事調停の手続において、次の各

号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、

は、放棄することができる。

（異議の申立てに対する審判等）

第二百八十条 家庭裁判所は、当事者がした前条第一項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、これを却下しなければならない。利害関係人がした同項の規定による異議の申立てが不適法であるときは、同様とする。

4 異議の申立て人は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をするこ

とができる。

5 当事者が前項の規定による通知を受けた日か

ら二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなし。

（合意に相当する審判の効力）

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることが能够する者が、審判の告知を受ける場合にあつては、その者が審判の告知を受けた日から、

審判の告知を受ける者でない場合にあつては當

事者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ

進行する。

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利

は、放棄することができる。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることが能够する者が、審判の告知を受ける場合にあつては、その者が審判の告知を受けた日から、

審判の告知を受ける者でない場合にあつては當

事者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ

進行する。

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利

は、放棄することができる。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることが能够する者が、審判の告知を受ける場合にあつては、その者が審判の告知を受けた日から、

審判の告知を受ける者でない場合にあつては當

事者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ

進行する。

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利

は、放棄することができる。

（合意に相当する審判の対象及び要件）

第二百八十二条 第二百七十九条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有する。

3 前項の期間は、異議の申立てをすることが能够する者が、審判の告知を受ける場合にあつては、その者が審判の告知を受けた日から、

審判の告知を受ける者でない場合にあつては當

事者が審判の告知を受けた日（二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日）から、それぞれ

進行する。

4 第一項の規定による異議の申立てをする権利

は、放棄することができる。

又は成立した合意が相当でないと認めるときは、することができない。
(申立人の死亡により事件が終了した場合の特則)
第二百八十三条 父が嫡出否認についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子のために相続権を害される者その他父の三親等内の血族が父の死亡の日から一年以内に嫡出否認の訴えを提起したときは、父がした調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

(嫡出否認の審判の通知)

第二百八十三条の二 家庭裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子の嫡出否認についての合意に相当する審判が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前文（事件の記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該合意に相当する審判の内容を通知するものとする。

(認知の無効についての調停の申立ての特則)

第二百八十三条の三 認知をした者が認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、当該申立てに係る子の三親等内の血族が認知をした者の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、その訴えを提起したときは、認知をした者がした調停の申立ての時に、その訴えが認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、その訴えを提起したときは、子の直系卑属又はその法定代理人が子の死亡の日から一年以内に認知について反対の事実があることを理由とする認知の無効についての調停の申立てをした後に死亡した場合において、その訴えを提起したときは、子が認知があつたものとみなす。

(第三章 調停に代わる審判)

第二百八十四条 家庭裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な審判（以下「調停に代わる審判」という。）をすることができる。ただし、第二百七十七条规定第一項に規

定する事項についての家事調停の手続においては、この限りでない。
（家事調停委員の意見を聴かなければならない場合において、調停に代わる審判において、当事者に対する申出をしたときは、第一項の規定は、適用しない。）

(調停に代わる審判の特則)

第二百八十五条 家事調停の申立ての取下げは、
 第二百七十三条第一項の規定にかかわらず、調停に代わる審判がされた後は、することができない。
2 調停に代わる審判の告知は、公示送達の方法によつては、することができない。
3 調停に代わる審判を告知することができないときは、家庭裁判所は、これを取り消さなければならない。
(異議の申立て等)
第二百八十六条 当事者は、調停に代わる審判に對し、家庭裁判所に異議を申し立てることができる。
2 第二百七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の規定による異議の申立てについて準用する。
3 家庭裁判所は、第一項の規定による異議の申立てが不法であるときは、これを却下しなければならない。
4 异議の申立て人は、前項の規定により異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができる。
5 違法な異議の申立てがあつたときは、調停に代わる審判は、その効力を失う。この場合においては、家庭裁判所は、当事者に対し、その旨を通知しなければならない。
6 当事者が前項の規定による通知を受けた日から二週間以内に家事調停の申立てがあつた事件について訴えを提起したときは、家事調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

(調停に代わる審判の対象及び要件)

7 第五百五項の規定により別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判が効力を失つた場合には、家事調停の申立ての時に、当該事項についての家事審判の申立てがあつたものとみなす。

8 当事者が、申立てに係る家事調停（離婚又は離縁についての家事調停を除く。）の手続において、調停に代わる審判に服する旨の共同の申出をしたときは、第一項の規定による調査及び家事調停委員の意見を聴かなければならない。
2 家庭裁判所は、調停に代わる審判において、当事者に対し、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。
3 当事者に対する申出を撤回することができない。
4 調査及び勧告をする家庭裁判所は、第一項の規定による調査及び勧告を官庁、公署その他の適當と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。

（調停に代わる審判の効力）

第二百八十七条 前条第一項の規定による異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、別表第二に掲げる事項についての調停に代わる審判は確定した第三十九条の規定による審判と同一の効力を、その余の調停に代わる審判は確定判決と同一の効力を有する。

第二百八十八条 家事調停の手続においてされた裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、それぞれ前編第一章第二節及び第三節の規定を準用する。

（第四編 履行の確保）

第二百八十九条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所（第九十一条第一項（第九十六条第一項及び第九十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により抗告裁判所が義務を定める裁判をした場合においては第一審裁判所である家庭裁判所、第五百五条の規定により高等裁判所が義務を定める裁判をした場合は本家の家事審判事件の第一審裁判所である家庭裁判所。以下同じ。）は、権利者の申出があるときは、その審判（抗告裁判所又は高等裁判所が義務を定める裁判をした場合においては、その裁判。次条第一項において同じ。）で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

第二百九十条 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、その審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てによって、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずる審判をすることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

2 義務を定める第三十九条の規定による審判をした家庭裁判所は、前項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならぬ。

3 前二項の規定は、調停又は調停に代わる審判において定められた義務の履行について準用する。

（第三章 調停に代わる審判）

4 前二項に規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による

び勧告の嘱託を受けた家庭裁判所（次項から第六項までにおいてこれらの家庭裁判所を「調査及び勧告をする家庭裁判所」という。）は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び

義務の履行を命ずる審判の手続について、第二編第一章に定めるところによる。

第一項（第三項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、十万円以下の過料に処する。

第五編 訴則

（過料の裁判の執行等）

第二百九十二条 この法律の規定による過料の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 この法律に規定するものほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五編の規定（同法第一百九条並びに第二百二十二条第一項及び第三項の規定並びに同法第二百二十条及び第二百二十二条第一項の規定を除く。）並びに第五百八十二条第一項本文及び第二項並びに第五百八十六条の規定を適用する。

第二百九十三条 参与員、家事調停委員又は裁判官の職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十二条 参与員、家事調停委員又は裁判官の職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百九十三条 家事調停委員又は家事調停委員であった者が正当な理由なく評議の経過又は裁判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であつた者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

附 则

（施行期日）

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、非訟事件手続法の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第二条 新法は、非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号。次条において「整備法」という。）第四条に規定する事件以外の家事事件の手続について適用する。

（履行の確保に関する規定に関する経過措置）

第三条 整備法第二条の規定による廃止前の家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号。以下

この条及び次条第一項において「旧法」といいう。）の規定による義務を定める審判その他の裁判は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 この法律に規定するものほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第五編の規定（同法第一百九条並びに第二百二十二条第一項及び第三項の規定並びに同法第二百二十条及び第二百二十二条第一項の規定を除く。）並びに第五百八十二条第一項本文及び第二項並びに第五百八十六条の規定を適用する。

（訴訟に関する経過措置）

第二百九十二条 参与員、家事調停委員又は裁判官の職にあつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（評議の秘密を漏らす罪）

第二百九十二条 参与員、家事調停委員又は裁判官の職にあつた者が正当な理由なく評議の経過又は裁判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。参与員又は参与員であつた者が正当な理由なく裁判官又は参与員の意見を漏らしたときも、同様とする。

附 则

（訴訟に関する経過措置）

第二百九十二条 参与員、家事調停委員又は裁判官の職にあつた者が正当な理由なく評議の経過又は裁判官、家事調停官若しくは家事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

附 则

（訴訟に関する経過措置）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

第一条並びに附則第三条 第二十八条 第二項において「義務を定める審判等」という。）

（その他の経過措置の政令への委任）

五百九条及び第一百六十条の規定 公布の日

（附則）

（平成二十八年六月三日法律第六三号）

附 則 （平成二八年四月一三日法律第二百九号）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（附則）

（平成二八年六月三日法律第六三号）

（附則）

（平成二九年六月二一日法律第六九号）

（附則）

百二十九条相談所長又は都道府県知事の引き續いでの一時保護についての承認	児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認	児童福祉法第三十三条の認	児童相談所長の児童福祉法第三十三条第十四条	児童福祉法第三十三条第十四条
百二十九条の二施設への入所等についての許可	施設への入所等の選任	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第三十条第三項	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第六の四第一項	児童福祉法第三十三条の六の四第一項
百二十九条の三保護者の順位の変更及び保護者の選任	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の選任	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第三十条第三項	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第六の四第一項	児童相談所長の児童福祉法第三十三条第十四条
百二十九条の四喪失の承認の相続の放棄の二項	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の選任	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第三十条第三項	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第六の四第一項	児童相談所長の児童福祉法第三十三条第十四条
百二十九条の五中小企業における経営の承継の円滑化に関する法	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の選任	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第三十条第三項	生活保護法(昭和二十九年法律第四百四十四号)第六の四第一項	児童相談所長の児童福祉法第三十三条第十四条

九扶養	八親権	七養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	六離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	五離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	四財産の分与に関する処分	三子の監護に関する処分	二夫婦間の協力扶助に関する処分	一婚姻費用の分担	婚姻等	項事項	根拠となる法律の規定
十扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し	十一相続の場合における祭具等の所持の承継者の指定	十二遺産の分割	十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し
十一相続の場合における祭具等の所持の承継者の指定	十二遺産の分割	十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し	
十二遺産の分割	十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し		
十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し			

九扶養	八親権	七養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	六離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	五離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	四財産の分与に関する処分	三子の監護に関する処分	二夫婦間の協力扶助に関する処分	一婚姻費用の分担	婚姻等	項事項	根拠となる法律の規定
十扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し	十一相続の場合における祭具等の所持の承継者の指定	十二遺産の分割	十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し
十一相続の場合における祭具等の所持の承継者の指定	十二遺産の分割	十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し	
十二遺産の分割	十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し		
十三遺産の分割の禁止	十四寄与分を定める	十五特別の寄与	十六請求すべき割合に関する処分	十七厚生年金保険法	十八厚生年金保険法	十九年法律第一百五十五条	二十一年法律第八十二条	扶養の程度又は扶養の決定及びその変更又は取消し			